

福山市物品調達契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（見積書、請書及び契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする契約をいう。）を履行しなければならない。

(物品の検査)

第2条 受注者は、もし発注者の検査に合格しないときは、自己の費用で、納入期限又は発注者の指示する日までに改めて納入しなければならない。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときに返還するものとし、利息は付さない。

2 第11条から第14条までの規定により契約を解除した場合、契約保証金は発注者に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(契約不適合責任)

第5条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間)

第6条 前条第1項本文に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

第7条 前2条の規定は、損害賠償の請求並びに解除権の行使を妨げない。

第8条 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその

不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の請求及び支払い)

第9条 受注者は、第2条の規定による発注者の検査に合格した後でなければ代金の支払いを請求することができない。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払うものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第10条 受注者は、物品の納入が遅延するおそれがあるときは、直ちに文書によりその理由を明らかにして納入期限の延長について発注者の承認を得なければならない。

(催告による契約解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行につき、受注者に不正の行為があったとき。
- (2) 受注者が、正当な理由がないのに発注者の指示に従わないとき。
- (3) 受注者が、納入期限内に物品を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
- (4) 受注者が第5条第1項の履行の追完をしないとき。
- (5) 受注者が前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない契約解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、代金債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が物品の納入を完了することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかとなるとき。

(談合行為等の措置)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処されたとき。

2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したとき（前項第1号及び第2号に規定する確定したときをいう。）は、契約を解除することができる。

（福山市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱による措置）

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

（損害賠償等）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに物品の納入を完了することができないとき。
- (2) 納入された物品に契約不適合があるとき。
- (3) 第11条から第14条までの規定によりこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の請求額は、第3条の契約保証金の額に制限されないものとする。

（遅延損害金）

第16条 受注者は、第10条の規定により発注者の承認を得た場合のほか、納入期限までに納入しない場合においては、契約金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

（契約解除後の損害賠償等）

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者

の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第11条から第14条までの規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(契約の変更)

第19条 発注者は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協議して、契約金額の変更を行うことができるものとする。

(議会の議決)

第20条 この契約は、福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第4条の2に定める仮契約とし、発注者の議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年条例第20号）第2条による議会の議決があったときは、本契約となるものとする。

2 前項の本契約は、発注者が前項の議会の議決があった後において、この契約書に確定日付を記入し、受注者にその1通を交付することにより行う。

3 この契約は、第1項に定める条件が成就しなかったときは効力を失うものとし、発注者は、受注者の被った損害を賠償する責を負わないものとする。

4 発注者は、受注者が、仮契約を締結した後、議会の議決を得て本契約となるまでの間に、福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年（平成6年）11月17日）に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決定するものとする。